

久留米市地球温暖化対策協議会委員 募集要領

久留米市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、久留米市地球温暖化対策協議会を設置しています。本市の地球温暖化対策について、より広く市民の皆さまのご意見を取り入れるため、協議会の委員について以下のとおり募集いたします。

1 応募資格

次の条件を全て満たす者

- (1) 久留米市に居住している 18 歳以上の人で、地球温暖化対策実行計画の策定及び推進に対し、意欲的に取り組む姿勢が認められること
- (2) 年 2 回程度の会議（原則、平日に開催）に出席できる見込みであること
- (3) 行政機関の職員、または本市議会議員でないこと
- (4) 久留米市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくはこれらのいずれかと密接な関係を有しない者であること

2 募集人数

5 人程度（選考の結果、適任と認められる者が募集人数に満たない場合もあります）

3 任期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間。
なお、最大 1 年の期間内で任期を延長する場合があります。

4 謝金

1 回の会議の出席につき 5,500 円（所得税含む）

5 応募方法

- (1) 提出書類
 - ・久留米市地球温暖化対策協議会委員 応募用紙
 - ・800 字程度のレポート「脱炭素社会の実現に向けて市民が取り組むこと」（任意様式）
- (2) 提出方法 直接提出、郵送、ファクス、メール、電子申請
- (3) 募集期間 令和 7 年 2 月 28 日（金）～令和 7 年 3 月 19 日（水）必着
- (4) 選考方法 応募用紙・レポートによる審査。
- (5) その他
ご提出いただいた応募用紙・レポートは、返却いたしませんのでご了承ください。

6 選考結果の通知

令和 7 年 3 月下旬に応募者全員に書面により通知します。

7 提出先・問い合わせ先

久留米市環境部環境政策課 〒830-0042 久留米市荘島町 375 番地
電話 0942-30-9146 ファクス 0942-30-9715
メール kansei@city.kurume.lg.jp